

# 職員定期健康診断を受診された方へ

今年度の健診結果はいかがでしたか？

総合判定結果の見方を下表に示していますので、判定結果に応じた対応をお願いいたします。「要精査(c 1)・要医療(b 1)・要治療(a 1)」判定の方は、二次健診に要する時間について、職務専念義務の免除申請を行うことができます（詳細については、所属部署の勤務時間管理員にお尋ね下さい）。また、安全配慮の観点から、所属部局長等にも上記該当者の判定結果を通知しています。



## 定期健康診断結果（総合判定）の見方と対応

総合判定	事後措置	結果の説明
n 3	異常なし	現在のところ、健康診断において特別な異常は認められませんでした。今後も健康維持のため、規則正しい生活を心がけて下さい。
d 3	医療措置不要	
d 2	要 観 察	今回の健康診断において、わずかに異常が認められました。この機会に食事や睡眠など生活習慣の見直しや、現在の業務内容に無理がないかなど振り返り、健康面への配慮を心がけて下さい。なお既に治療中の方は、定期受診の上治療を継続して下さい。
c 2	要 注 意	
c 1	要 精 査	<p>今回の健康診断において、精密検査を要する異常所見がありました。健康診断時の一時的な体調不良が判定結果に影響を及ぼしていることもあります。異常所見の原因や治療の必要性の有無について知るため、医療機関で精密検査を受けることを推奨します。</p> <p><b>⇒同封の『二次検査結果報告書(兼主治医意見書)』の提出は、必須ではありませんが、報告書を提出されない場合は、二次検査(精密検査)を受診した旨のご連絡をお願いします。</b></p> <p><b>【報告書提出先】</b> 保健管理センター</p> <p><b>【受診結果連絡先】</b></p> <p>吉田地区 内線：5193 E-mail：health@yamaguchi-u.ac.jp</p> <p>常盤地区 内線：9017 E-mail：hoken-ko@yamaguchi-u.ac.jp</p> <p>小串地区 内線：2380 E-mail：i-hoken@yamaguchi-u.ac.jp</p> <p><b>【報告内容】</b> 二次検査受診日、受診医療機関名、二次検査結果の概要、治療の必要性の有無、就業上の配慮(就業制限)の必要性</p>
b 1	要 医 療	今回の健康診断において、治療の必要な可能性が高い異常所見がありました。自己判断や放置をせずに、医療機関に健康診断結果を持参して、診断の確定や症状の程度など健康状態の再確認をしてもらって下さい。 <b>早急に医療機関を受診し、異常所見の原因究明あるいは治療を受けることを強く推奨します。</b> すでに治療中の場合は、その旨お申し出下さい。
a 1	要 治 療	